

主な協議内容等

会 議 名	第 16 回議会改革特別委員会
開催日時	平成 24 年 4 月 18 日（火）午前 10 時～午後 1 時 46 分
場 所	宮守総合支所 第 2 会議室
会議内容	(1) 議会基本条例素案について (2) 「第 1 回議会改革について意見を聴く会」提言集について (3) 「第 2 回議会改革について意見を聴く会」次第（案）について
出席委員（欠席委員）	1 8 名（1 名）
主な協議結果等	<p><b>(1) 議会基本条例素案について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4 月 18 日修正案のとおり、前文の表現を 5 か所修正した。 「チェック機関」を「監視機関」に、「役割とともに」を「役割を果たすとともに」に、「、」を「及び」に、「自由闊達な討議」を「自由な討議」に、「未来永劫」を「未来に向け」に修正した。</li> <li>・ 第 2 条（最高規範性）第 2 項を削除した。</li> <li>・ 第 3 条（議会の活動の原則）第 3 項中、「政策立案等の強化」を「政策立案等の取組の強化」にした。なお、取組は送り仮名がつかないことを法規担当から確認した。</li> <li>・ 第 4 条（議員の活動原則）第 1 項第 2 号中、「研鑽」を「研さん」に修正した。</li> <li>・ 第 12 条（議決事項の拡大）は、地方自治法の改正により地方自治体の基本構想の策定義務がなくなったことから、条文中に基本構想の定義を入れた原案を了とした。</li> <li>・ 第 19 条（議員定数及び議員報酬）第 2 項中、「果たす役割」を「果たすべき役割」に修正した。</li> <li>・ 条文に対する説明文の整理、修正を行った。</li> </ul> <p><b>(2) 「第 1 回議会改革について意見を聴く会」提言集について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員の意見により、回答の整理、修正を行った。</li> </ul> <p><b>(3) 「第 2 回議会改革について意見を聴く会」次第（案）について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集合時間は、前回と同様 30 分前（18 時 30 分）とした。</li> <li>・ 代表者挨拶については、前回の市民から聴いた意見をもとに議会基本条例の素案を作成したこと、提言集をまとめたことなどを述べることとし、原稿は用意しないことにした。</li> <li>・ 提言集については、説明の時間は設けずに、あとで読んでもらうように触れる程度とし、次第からも削った。ただし、時間がある中で提言集の内容に関する質問等が出た場合は、臨機応変に対応することにした。</li> <li>・ 前回と同様に各班に事務局職員が 1 名ずつ付いて、受付等を行うことにした。横看板も用意し、記録については、各班で対応することにした。</li> </ul>